

見附市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月1日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第12号

見附市財務規則の一部を改正する規則

見附市財務規則（昭和39年見附市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第164条の次に次の1条を加える。

（電子入札）

第164条の2 予算執行職員は、前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に参加する者は、同条第1項に規定する入札書の提出に代えて、当該電子入札に参加する者の使用に係る電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、同項に規定する指定の日時までに、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

第167条第1項ただし書中「第164条」を「第164条第1項」に、「及び」を「、」に改め、「による入札」の次に「及び第164条の2の規定による電子入札」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「対して口頭又は書面により」の次に「、電子入札により入札した者に対しては電子情報処理組織を使用して」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「入札書（」の次に「電子入札の場合にあっては、電子情報処理組織により市の電子計算機に備えられたファイルに記録された事項、」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、電子入札の場合であって、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

第168条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項中第

7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 電子入札であって、入札締切り時刻までに入札金額その他必要な事項が市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されなかった入札

第171条第1項中「直ちに」の次に「(入札者の全部又は一部が電子入札を行った場合は、予算執行職員が指定する日時に)」を加え、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、電子入札により入札した者にあつては、電子情報処理組織を使用して通知しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。